

平成十四年内閣府令第八十六号

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則
北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第四条及び第五条の規定に基づき、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則を次のように定める。

(帰国等に伴う費用の内容)

第一条 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)以下「法」という。)第四条に規定する帰国又は入国に伴い必要となる費用(以下「帰国等に伴う費用」という。)とは、法第二条第一項第一号に規定する被害者(以下「被害者」という。)又は同項第三号に規定する被害者の配偶者等(以下「被害者の配偶者等」という。)が北朝鮮を出発してから本邦における滞在予定地で滞在を開始するまでに必要と認められる交通費、宿泊料、食費及び医療費その他の費用をいう。

(一時帰国等に伴う費用)

第二条 被害者又は被害者の配偶者等が法第二条第一項第四号に規定する被害者の家族の訪問等の目的で本邦に一時に帰国又は入国する場合には、前条に規定する帰国等に伴う費用の負担は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一 被害者又は被害者の配偶者等が被害者の北朝鮮当局による拉致以後初めて一時に帰国又は入国する場合。
- 二 被害者又は被害者の配偶者等が最後に本邦に帰国又は入国した日から一年が経過した後に初めて一時に帰国又は入国する場合。
- 三 前二号に規定するものほか、永住の意思を決定するため、本邦で医療を受けるためその他必要な一時的な帰国又は入国と認められる場合。

(拉致被害者等給付金の支給)

第三条 法第五条第一項に規定する拉致被害者等給付金の支給は、帰国被害者等(法第二条第一項第五号に規定するものをいう。以下同じ。)が本邦に永住する意思を有して本邦に居住し、第七条第一項による支給の申請を行つた場合(当該帰国被害者等が法第五条の二第一項に規定する老人給付金の支給を受けるときを除く。)、その日の属する月の翌月から行うものとする。

2 拉致被害者等給付金の支給期日は、各月の十日(その日が日曜日若しくは土曜日又は休日(以下「日曜日等」という。)に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日)とする。

(拉致被害者等給付金の額等)

第四条 拉致被害者等給付金は世帯ごとに月を単位として支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 同一の世帯に属する永住被害者(法第二条第一項第六号に規定する永住被害者をいう。以下同じ。)、永住配偶者(同項第七号に規定する永住配偶者をいう。以下同じ。)及び帰国し、又は入国した同項第三号に規定する被害者の子等であつて、本邦に永住する意思を有して本邦に居住するもの(以下「対象被害者等」という。)が一人の場合においては、十七万円
- 二 同一の世帯に属する対象被害者等が二人の場合は、二十四万円
- 三 同一の世帯に属する対象被害者等が二人を超える場合には、その超える数が一人を増すごとに三万円を前号に規定する額に加算した額とする。

- 2 対象被害者等の属する世帯において対象被害者等が、被害者の子の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて被害者でないもののうち帰国し、又は入国したもの(第十一条第一項において「帰國入国した被害者の子の配偶者」という。)を扶養するときの当該世帯に属する対象被害者等に支給する拉致被害者等給付金の月額は、前項の規定にかかるわらず、同項に規定する月額(前項の規定のある場合においては、同項の規定による加算後の額)に、当該各号に掲げる者一人につき一万六千円を加算した額とする。
- 3 対象被害者等の属する世帯において対象被害者等が、次の各号に掲げる者を扶養するときの当該世帯に属する対象被害者等に支給する拉致被害者等給付金の月額は、第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する月額(前項の規定がある場合においては、同項の規定による加算後の額)から当該各号に掲げる者一人につき三万円(同項第四項

一 対象被害者等が帰国し、又は入国した後に、本邦で生まれた被害者の子又は孫
二 対象被害者等が帰国し、又は入国した後に、被害者又は被害者の子の配偶者となつた者であつて被害者でないもの
三 被害者の一親等の直系尊属であつて被害者でないもの
四 帰国し、又は入国した被害者の配偶者(法第二条第一項第二号に規定するものをいう。)の一親等の直系尊属であつて被害者でないもの

に支給する拉致被害者等給付金の月額は、第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する月額(前二項の規定の適用がある場合においては、これらの規定による加算後の額)に、別表第一の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

一級地	百分の十一・五
二級地	百分の八
三級地	百分の七
四級地	百分の四・五
五級地	百分の二・五

(拉致被害者等給付金の額の特例)

第五条 拉致被害者等給付金の支給を開始する月についての当該拉致被害者等給付金の月額は、前条第一項の規定により定められた額(同条第二項から第四項までの規定の適用がある場合においては、その適用後の額)に四を乗じて得た額とする。

(修学中の対象被害者等)
(拉致被害者等給付金の支給の申請)

第六条 修学のため一の市町村の区域内に住所を有する対象被害者等であつて、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他の対象被害者等と同一の世帯に属するものと認めらるべきものは、当該世帯に属するものとみなす。

第七条 拉致被害者等給付金の支給を受けようとする者は、拉致被害者等給付金支給申請書(様式第一号)を内閣総理大臣に提出して申請しなければならない。
2 前項の申請書には、拉致被害者等給付金等受取金融機関に関する届(様式第二号)を添えなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、前項に掲げる書類のほか、拉致被害者等給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

(決定及び通知)
(決定の取消し)

第八条 内閣総理大臣は、前条第一項の申請があつたときは、拉致被害者等給付金の支給の要否及び額を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、対象被害者等に拉致被害者等給付金の月額を変更すべき事実が生じたとき(第十条第一項から第三項まで及び第五項に規定する場合を除く。)は、その事実が生じた日の属する月の翌月から拉致被害者等給付金の額を改定し、当該対象被害者等に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

(決定の取消し)
(拉致被害者等給付金の支給の制限)

第九条 内閣総理大臣は、対象被害者等が虚偽の申請その他不正な行為によつて拉致被害者等給付金の支給を受けた場合には、前条の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
2 内閣総理大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、当該対象被害者等に対して書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

の規定の適用がある場合においては、別表第一の級別区分に応じ、同項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を減額する。

7 拉致被害者等給付金を受給する対象被害者等で当該給付金の受給を辞退しようとして被害者等給付金等辞退届（様式第四号）を内閣総理大臣に提出するものとする。
（帶注爰助金の支給期間）

立候被害者等給付金は、一の対象被害者等の前年の通常的な所得が年額五百八十万円を超えた

7 拉致被害者等給付金を受給する対象が被害者等で当該給付金の受給を辞退しようとする者は、拉致被害者等給付金等辞退届（様式第四号）を内閣総理大臣に提出するものとする。
（^{備注}拉致被害者等給付金の支給期間）

場合には、前項の規定によるほか、その年の八月から第四条第一項の規定により定められた額（同条第二項から第四項までの規定のある場合においては、その適用後の額）から当該者一人につきその前年の恒常的な所得から五百八十万円を控除して得た額に十分の五を乗じて得た額を十二で除して得た額に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り

3 捨てるものとする。)を減額する。

の適用がある場合においては、その適用後の額）以上となつた場合には、その年の八月からその支給を停止する。

内閣総理大臣は第一項若しくは第二項の規定により支給を減額したとき又は前項の規定により支給を停止したときは当該対象被害者等に書面をもって、その旨を通知しなければならぬ。

内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定にかかるらず、失業等の理由により、拉致被害者等給付金の支給の減額又は停止を受けた対象被害者等の当該年ににおける恒常的な所得が、第一項若しくは第二項に規定する年額を下回ると見込まれる場合又はその前年の恒常的な所得の十分の九を下回ると見込まれる場合には、第一項若しくは第二項の規定による支給の減額の取消し、第二項の規定により支給を減額する額の変更又は第三項の規定による支給の停止の取消しを行ふことができる。

第十一條 拉致被害者等給付金を受給する対象被害者等は、次に掲げる事項を記載した現況届（様式第三号）を、毎年六月三十日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 対象被害者等の氏名、性別、生年月日及び住所
対象被害者等の前年の所得の額

三 対象被害者等が、帰國入国した被害者の子の配偶者又は第四条第二項各号に掲げる者を扶養しているか否かの別

前項の郵便局の写しの他現地第一号に掲げる事項を証明することができる書類

三 前項第三号に掲げる事項を明らかにすることができる書類

に掲げる書類の記載事項に変更があつた場合は、遅滞なく、当該事項が生じたことを明らかにすることができる書類を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

規定する銀行代理業をいう。)の業務を行うものをいう。)を変更しようとするとときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 拉致被害者等給付金の支給の減額又は停止を受けた対象被害者等は、前条第五項の規定による支給の減額の取消し、支給を減額する額の変更又は支給の停止の取消しが行われることを希望する

る場合には、遅滞なく、当該事項が生じたことを明らかにできる書類を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、対象被害者等が、正当な理由なく第一項及び第三項の規定による届出をしないときは、拉致被害者等給付金の支給を一時差し止めることができる。

第四条第一項	第四条第二項	第四条第三項（第一号及び第二号を除く。）	第四条第一項	第四条第一項	第六号に規定する永住被害者（同項第七号に規定する永住配偶者をいう。以下同じ。）、永住配偶者（同項第三号に規定する被害者の子等であつて、本邦に永住する意思を有して本邦に居住するもの（以下「対象被害者等」という。）	拉致被害者等給付金
第四条第四項	前項	第一項	前項	前項	帰国被害者等が	滞在援助金
拉致被害者等給付金	対象被害者等	拉致被害者等給付金	対象被害者等	帰国被害者等	帰国被害者等が	滞在援助金
滯在援助金	帰国被害者等	第十五条において準用する第一項	第十五条において準用する前項	滞在援助金	帰国被害者等	滞在援助金

第十六条 法第五条の二第一項に規定する老齢給付金の支給は、同項各号に規定する老齢給付金の支給要件に該当する永住被害者又は永住配偶者（以下「老齢被害者等」という。）が第十九条による支給の申請を行つた場合、その日の属する月の翌月から行うものとする。
（老齢給付金の額）

同一の世帯に属する老齢被害者等が一人の場合においては、十七万六千百円

二 同一の世帯に属する老齢被害者等が一人の場合においては、二十八万一千七百同

同一の世帯に属する老齢被害者等のうちに、過去に法第五条の「第二項の規定により時金の支給を選択した者がいるときは、当該世帯に属する老齢被害者等に支給する老齢給付金の月額

当たつて基準とする額（以下「一時金基準額」という。）を控除した額とする。

第十八条 老齢給付金の額の特例
老齢給付金の支給を開始する月についての当該老齢給付金の月額は、前条第一項の規定

により定められた額に四を乗じて得た額（同条第二項の場合において、老齢給付金の支給を開始

する月から一時金の支給の選択を行うときは、当該乗じて得た額から当該老齢給付金の支給を受ける老齢被害者等に係る一時金基準額を控除した額とする。

老齢被害者等が既に拉致被害者等給付金の支給を受けている場合の老齢給付金の支給を開始す

る月についての当該老齢給付金の月額については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前条第一項の場合において、老齢給付金の支給を開始

する月から一時金の支給の選択を行うときは、当該各号に定める額から当該老齢給付金の支給を

受ける老齢被害者等に係る一時金基準額を控除した額)とする。

受けているとき 前条第一項第一号の規定により定められた額

二 同一の世帯に属する老齢被害者等が二人の場合において、そのうちの一人が既に拉致被害者等給付金の支給を受けてハルのとき、前条第一項第二号の規定により定められた額と当該額から

第四条第一項第一号の規定により定められた額を控除した額に三を乗じて得た額との合計額

三 同一の世帯に属する老齢被害者等が二人の場合において、いずれもが既に拉致被害者等給付金の支給を受けているときは、前条第一項第二号の規定により定められた額

(老齢給付金の支給の申請)

第十九条 老齢給付金の支給を受けようとする老齢被害者等は、老齢給付金支給申請書（様式第六号）を内閣総理大臣に提出して申請しなければならぬ。

(老齢給付金の支給の制限)

第二十条 第十一条第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日が属する月の翌月（次項及び次条において「基準月」という。）から十年を超えない期間

中における老齢給付金の支給の制限について準用する。この場合においては、同条第一項中「拉

致被害者等給付金は」とあるのは「老齢給付金は」と、「対象被害者等」とあるのは「老齢被害者等」と、「及び配偶者支援金」とあるのは「老齢給付金及び配偶者支援金」と、「第四条第一

「第一項から第四項まで」、「第二項から第四項まで」、「第三項」、「第四項」の規定の適用がある場合においては、別表第一の級別区分に応じ、同項に定め

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十八年四月一日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

残余支給期間(年)	率
一	一一・九四五
二	一二・七七三
三	三五・四八三
四	四五・〇七七
五	五八・五六
六	六九・九二二
七	八一・一七五
八	九二・三一七
九	一〇三・三四八
十	一一四・二七〇
十一	一二五・〇八四
十二	一三五・七九一
十三	一四六・三九二
十四	一五六・八八八
十五	一六七・二八〇
十六	一七七・五七〇
十七	一八七・七五七
十八	一九七・八四三
十九	二〇七・八三〇
二十	二二七・七一八

様式第一号（第7条関係）

拉致被害者等給付金支給申請書

内閣総理大臣 殿

私は、日本国に永住することを決めましたので、下記のとおり北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律による拉致被害者等給付金を申請します。

令和 年 月 日

申請者代表
氏名 _____

フリガナ				性別
氏名				
生年月日	年 月 日			
住所	〒 一 電話番号			
添付書類	住民票(同居世帯員が記載されているもの) 市町村民税課税証明書(必要に応じて所得の内訳が分かる書類)			
上記申請者と同一世帯に属する者で支給の決定を受けようとする者(注1)				
フリガナ		申請者との続柄	性別	生年月日
氏名				
フリガナ		申請者との続柄	性別	生年月日
氏名				
フリガナ		申請者との続柄	性別	生年月日
氏名				
フリガナ		申請者との続柄	性別	生年月日
氏名				
フリガナ		申請者との続柄	性別	生年月日
氏名				

その他上記申請者と同一世帯に属する者で、上記支給の決定を受けようとする者が扶養する者(注2)				
フリガナ		申請者との続柄	性別	生年月日
氏名				
フリガナ		申請者との続柄	性別	生年月日
氏名				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(注1)「上記申請者と同一世帯に属する者で支給の決定を受けようとする者」には、帰国した被害者とその配偶者、子、孫を記載して下さい。

(注2)「その他上記申請者と同一世帯に属する者で、上記支給の決定を受けようとする者が扶養する者」には、拉致被害者等給付金の扶養加算の対象範囲となる支給の決定を受けようとする者によって扶養されている、帰国後に婚姻した被害者の配偶者、帰国後に生まれた被害者の子、帰国後に生まれた被害者の孫、被害者の子の配偶者、被害者の両親、帰国した被害者の配偶者の両親を記載して下さい。

様式第二号（第7条関係）

拉致被害者等給付金等受取金融機関に関する届

振込	金融機関名 (郵便貯金銀行の支店等を除く。)	銀行 金庫 組合	口座番号	普通・当座
の方	郵便貯金銀行の支店等又は郵便局の名称			
送金	金融機関名 (郵便貯金銀行の支店等を除く。)	銀行 金庫 組合		支店
の方	郵便貯金銀行の支店等又は郵便局の名称	金融機関の所在地		
		所在地		

[滞在援助金・拉致被害者等給付金・老齢給付金・配偶者支援金・特別給付金] の支給決定がなされた場合は、
上記の方法により受け取りたく届け出ます。

令和 年月日

申請者代表
氏 名

内閣総理大臣 殿

備考1 用紙は、日本産業規格A4とする。

- 2 振込みを希望される方は、口座の名義は申請者の名義でなければなりません。
3 送金を希望される方は、別途送付される「国庫金送金通知書」を指定の金融機関の窓口に提出して受け取ることになります。

様式第三号（第11条関係）

拉致被害者等給付金等現況届

内閣総理大臣 殿

以下により私の現況をお届けします。

令和 年月日提出

支給を受けている者（注1）			
フリガナ		生年月日	性別
氏名		年月日生	男女
現住所	〒 - 電話番号		
添付書類	住民票（同居世帯員が記載されているもの）		
前年所得	円		
添付書類	市町村民税課税証明書（必要に応じて所得の内訳の分かる資料）		
受けている給付の種類（注2）	（滞在援助金・拉致被害者等給付金・老齢給付金・配偶者支援金）		
上記の者と同一世帯に属する者で支給の決定を受けている者			
フリガナ		生年月日	性別
氏名		年月日生	男女
現住所	〒 -		
前年所得	円		
添付書類	市町村民税課税証明書（必要に応じて所得の内訳の分かる資料）		
受けている給付の種類（注2）	（滞在援助金・拉致被害者等給付金・老齢給付金）		
フリガナ		生年月日	性別
氏名		年月日生	男女
現住所	〒 -		
前年所得	円		
添付書類	市町村民税課税証明書（必要に応じて所得の内訳の分かる資料）		
受けている給付の種類（注2）	（滞在援助金・拉致被害者等給付金・老齢給付金）		
フリガナ		生年月日	性別
氏名		年月日生	男女
現住所	〒 -		
前年所得	円		
添付書類	市町村民税課税証明書（必要に応じて所得の内訳の分かる資料）		
受けている給付の種類（注2）	（滞在援助金・拉致被害者等給付金・老齢給付金）		

フリガナ		生年月日	性別
氏名		年月日生	男女
現住所	〒 -		
前年所得	円		
添付書類	市町村民税課税証明書（必要に応じて所得の内訳の分かる資料）		
受けている 給付の種類 (注2)	(滞在援助金・拉致被害者等給付金・老齢給付金)		
その他上記の者と同一世帯に属する者で、上記支給を受けている者が扶養する者（注3）			
フリガナ		生年月日	性別
氏名		年月日生	男女
現住所	〒 -		
前年所得	円		
添付書類	市町村民税課税証明書（必要に応じて所得の内訳の分かる資料）		
フリガナ		生年月日	性別
氏名		年月日生	男女
現住所	〒 -		
前年所得	円		
添付書類	市町村民税課税証明書（必要に応じて所得の内訳の分かる資料）		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(注1)「支給を受けている者」には、滞在援助金・拉致被害者等給付金・老齢給付金の支給を受けている場合には、世帯を代表して支給を受けている者を、配偶者支援金のみの支給を受けている場合には、その支給を受けている者を記載してください。

(注2)「受けている給付の種類」には、受けている給付の種類を全て記載してください。

(注3)「その他上記の者と同一世帯に属する者で、上記支給を受けている者が扶養する者」には、滞在援助金・拉致被害者等給付金の支給を受けている場合に、その支給を受けている者によって扶養されており、それぞれの扶養加算の支給対象となる帰国後に婚姻した被害者の配偶者、帰国後に生まれた被害者の子、帰国後に生まれた被害者の孫、被害者の配偶者、被害者の両親、帰国した被害者の配偶者の両親を記載して下さい。

様式第四号（第11条関係）

様式第四号（第11条関係）

拉致被害者等給付金辞退届

内閣総理大臣 殿

私は、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」による拉致被害者等給付金について、その受給を辞退することとし、(平成・令和) 年 月 日に行なった拉致被害者等給付金の申請について下記のとおり撤回することとしましたので、その旨お届けします。

令和 年 月 日

届出者代表
氏名

フリガナ		性別		
氏名				
生年月日	年月日			
住 所	〒 -			
電話番号				
添付書類	住民票（同居世帯員が記載されているもの）			
届出者と同一世帯に属する者（又は 上記届出者とみなされる者）で届出する者	フリガナ	届出者と の続柄	性別	生年月日
	氏名			
	フリガナ	届出者と の続柄	性別	生年月日
	氏名			
	フリガナ	届出者と の続柄	性別	生年月日
	氏名			
	フリガナ	届出者と の続柄	性別	生年月日
	氏名			
	フリガナ	届出者と の続柄	性別	生年月日
氏名				
給付金の支給申請 を撤回する期間	年 月分から 年 月分まで			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第五号（第13条関係）

滞在援助金支給申請書

内閣総理大臣 殿

下記のとおり、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律による滞在援助金を申請します。
令和 年 月 日

申請者代表
氏名

フリガナ		性別	
氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	〒 - 電話番号		
添付書類	住民票(同居世帯員が記載されているもの) 市町村民税課税証明書(必要に応じて所得の内訳が分かる書類)		
上記申請者と同一世帯に属する者で支給の決定を受けようとする者(注1)			
フリガナ		申請者との続柄	性別
氏名			
フリガナ		申請者との続柄	性別
氏名			
フリガナ		申請者との続柄	性別
氏名			
フリガナ		申請者との続柄	性別
氏名			
フリガナ		申請者との続柄	性別
氏名			
フリガナ		申請者との続柄	性別
氏名			

その他上記申請者と同一世帯に属する者で、上記支給の決定を受けようとする者が扶養する者(注2)				
フリガナ		申請者との続柄	性別	生年月日
氏名				
フリガナ		申請者との続柄	性別	生年月日
氏名				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(注1)「上記申請者と同一世帯に属する者で支給の決定を受けようとする者」には、被害者とその配偶者、子、孫を記載して下さい。

(注2)「その他上記申請者と同一世帯に属する者で、上記支給の決定を受けようとする者が扶養する者」には、滞在援助金の扶養加算の支給対象範囲となる支給の決定を受けようとする者によって扶養されている、帰国した被害者の子の配偶者、被害者の両親、帰国した被害者の配偶者の両親を記載して下さい。

様式第六号（第19条関係）

老齢給付金支給申請書

内閣総理大臣 殿

私は、永住する意思を持って日本に居住していますので、下記のとおり、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律による老齢給付金を申請します。

令和 年 月 日

申請者代表
氏名 _____

フリガナ				性別
氏名				
生年月日	年 月 日			
住所	〒 一 電話番号			
添付書類	住民票(同居世帯員が記載されているもの) 市町村民税課税証明書(必要に応じて所得の内訳が分かる書類)			
上記申請者と同一世帯に属する配偶者で支給の決定を受けようとする者				
フリガナ		申請者と の続柄	性別	生年月日
氏名				
拉致被害者等給付金の受給の有無 (申請者のみ・申請者と同一世帯に属する配偶者のみ・申請者及び配偶者の双方)				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第七号（第24条関係）

老齢給付金一時金支給申請書

内閣総理大臣 殿

下記のとおり、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律による老齢給付金一時金を申請します。

令和 年 月 日

申請者代表
氏名 _____

フリガナ				性別
氏名				
生年月日	年 月 日			
住所	〒 一 電話番号			
添付書類	住民票(同居世帯員が記載されているもの) 市町村民税課税証明書(必要に応じて所得の内訳が分かる書類)			
一時金の用途				
一時金の希望額 (注)	基準額			
	世帯に申請者御本人一人のみの場合		世帯に申請者御本人と配偶者がおられる場合	
	上限額 35,220 円		上限額 56,340 円	
上記申請者と同一世帯に属する配偶者で支給の決定を受けようとする者				
フリガナ		申請者と の続柄	性別	生年月日
氏名				

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(注) 過去に一時金の支給がある場合や老齢給付金の残余支給期間によっては、一時金の額が減少する場合があります。

様式第八号（第28条関係）

配偶者支援金支給申請書

内閣総理大臣 殿

下記のとおり、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律による配偶者支援金を申請します。

令和 年 月 日

氏名 _____

フリガナ			性別
氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	〒 - 電話番号		
添付書類	住民票		
死亡した被害者			
フリガナ		性別	生年月日
氏名			
死亡年月日		添付書類	死亡診断書等

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第九号（第32条関係）

特別給付金支給申請書

内閣総理大臣 殿

下記のとおり、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律による特別給付金を申請します。

令和 年 月 日

氏名 _____

フリガナ			性別
氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	〒 - 電話番号		
添付書類	住民票		
基礎年金番号		帰国日	
帰国日前に受け ていた年金給付 がある場合は、 その種類と期間	種類	受給期間 年 月～ 年 月	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第十号（第34条関係）

追納支援一時金支給申請書

内閣総理大臣 殿

下記のとおり、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律による追納支援一時金を申請します。

令和 年 月 日

氏 名 _____

フリガナ			性別
氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	〒 - 電話番号		
添付書類	住民票		
基礎年金番号		居住日	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。